

平成23年9月16日
岡山市消費生活センター

岡山市の東区・中区で 催眠商法による契約トラブル多発！

事例

東区では、業者が消費者宅を訪問し、「 さんのお宅のガレージで無農薬野菜を販売してますので来てください。もれなく粗品も進呈します。」と告げたり、中区では、業者が道路上で「 さん宅のガレージで、 時からいい物をあげるから来てください。」などと言い、粗品とチラシが配られる。

指定されたご近所宅のガレージに行くと、まず粗品を渡され、そのあとも日用品などを無料で配られるので、仕方なく業者の話を聞いているうちに、数十万する温熱治療器を購入したが、冷静に考えると「必要ないので契約をやめたい。」という相談が多数寄せられています。



被害にあわないためのアドバイス

- ・「会場に行かないこと」が一番です。
- ・「タダより高いものはない」ということを忘れないことです。
- ・すぐに撤収できる臨時の店舗には注意が必要です。
- ・万が一契約した場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日間以内であれば、契約を解除することができます。

催眠商法(SF商法)とは

チラシや、景品などで通行人を誘い、会場に呼び込んだ後、景品を無料で配ったり、巧みな話術で雰囲気盛り上げ、会場にいる人を興奮させて、冷静な判断を失わせてから、高価な商品を買わせる詐欺商法です。業者側には会場を盛り上げるサクラがいる場合も！

契約に応じないと、「数人で囲まれて脅かされた」「暴力をふるわれた」といった事例もあります。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時